

チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」 出店のご案内

起業しやすい街、ちばを目指して！

「起業するなら千葉だよね！」を合言葉に、千葉に起業家を誘致し、中心市街地の空き店舗対策もして街の新名所づくり、仲間づくりもしちゃおう、という欲張りなイベント。千葉市と（財）千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、中心市街地の商店街、千葉の活性化に取り組む地元NPOが連携して、ちばで起業するひと、新しいビジネスを考えているひとをバックアップしていきます。

主催：「ちば起業応援屋台村PJ実行委員会」（富士見商店街協同組合、栄町通り商店街振興組合、千葉銀座商店街振興組合、中央銀座商店街振興組合、にこにこ千葉）

後援：千葉市 財団法人千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、千葉市中心市街地まちづくり協議会

千葉市観光協会、千葉県商工会連合会

事務局：〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-10

にこにこ千葉内「ちば起業応援屋台村PJ実行委員会」

Mail: chikiochika@gmail.com

Hp: <http://ameblo.jp/chikiochika/>（ツイッターID）@chikiochika

チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」への出店をお考えのみなさまへ

チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」は、主にケータリングカーを中心とした飲食ブース約30店舗を中心に、飲食以外にも物販ブースや各種イベントなども開催、仕事帰りのひとときを楽しく過ごしてもらい、千葉の新名所を目指します。また、同会場では千葉市や市内商店街のブースも設け、千葉で企業したいお店を持ちたい方々に、空き店舗の情報紹介や、市の起業家支援対策の紹介や相談なども受け付けています。また、地元の企業のテストマーケティングの場として、または社内ベンチャーの場としての利用、地元企業の「新規事業参入」の場としてもご利用できます。

1 出店基準(30区画)

チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」では、出店の目安として、以下の基準を設けています。

注) 全カテゴリーとも「露天商」の出店はできませんので、ご了承ください。

カテゴリ	職種	出店参加者の基準	商品の基準
飲食 グルメ ブース	加工食品 の販売	・加工食品などの食品を取り扱う皆様 ・食品製造・営業許可を持つ厨房で調理した調理品(パン,弁当)を提供する皆様	・保健所の許可を得た設備・環境で調理されたものであること。 ・製品個々に製造者ラベルもしくはそれに準じるものが添付されていることと、きちんと封がされていること(異物混入の危険性のない状態)。
	飲食関係	・千葉県内での販売を許可された「飲食店営業許可(移動営業)」をもつ皆様 ・千葉県内での販売を許可された「簡易飲食店営業許可(移動営業)」をもつ皆様	・保健所の許可を得た設備・環境で調理されたものであること。 ・保健所の許可を得た移動営業設備(ケータリングカー等)で調理されたもの。 ・保健所の許可を得た簡易営業設備で調理されたもの。
美 と 癒 し	物販 サービス	・美容系、マッサージ、占い、ファッション関係など、「美と癒し」に関連する事業を行っている皆様	・そのサービスが各種許可を必要とする場合はその許可証を持っていること。 ・灵感商法等は堅くお断りします。 ・公序良俗に反しないものであること。
フ ド ス ト ブ ー グ カ	物販 サービス	・ペット関連の物販、サービス等の事業を行っている皆様	・そのサービスが各種許可を必要とする場合はその許可証を持っていること。 ・公序良俗に反しないものであること。
その他	物販 サービス	・上記以外の物販、サービス等の事業を行っている皆様	・そのサービスが各種許可を必要とする場合はその許可証を持っていること。 ・公序良俗に反しないものであること。
ク マ リ エ ケ イ ツ タ ー ズ	アート 物販	・陶磁器/ガラス工芸/木工芸/ 絵画/革製品/オブジェ/漆芸 テキスタイル/アクセサリー/ 服・ファッション関連小物/ イラスト・グラフィック/写真など	・プロまたはプロを目指して作品制作をおこなっている方。 ・当日展示・販売を自ら、もしくは代理を立てて行える方。

2 開催日について

①開催日は次のとおりです。

通常: 毎月第2・第4 金曜日 PM4時~PM10時開催(ラストオーダーは午後9時30分)

②2010年のスケジュール

「ちば国体」のオフィシャルおもてなしイベントに決定！！

オープニング 9/29(水)~10/3(日)5日間(オープン日より5日間連続開催)

*** 10/2(土)10/3(日)は「ベイサイドジャズ千葉2010」と同時開催決定！！**

開催時間: AM11:00~PM10:00

「ベイサイド ジャズ 千葉2010」 <http://www.f-cp.jp/info/bsj2010.html>

* その後の日程

10/22・11/12・11/26・12/10・12/24

3 出店料について

①出店料は以下のとおりです。

カテゴリー	出店料
①ケータリングカー: 間口5m×奥行き2.5m	¥ 5,000
②全カテゴリー: 間口2.5m×奥行き2.5m	¥ 3,000

*クリエイターズマーケットに関しては、企画に応じて多少出店料やスペース等が変わることがありますのでご了承下さい。

③キャンセル料

参加のキャンセルについては、以下の通りとさせていただきますので、ご注意ください。

- ・出店キャンセルの場合、またはマーケットの開催が中止の場合、出店料は次回出店時に持ち越しとなります。(ただし、持ち越し期限はキャンセル日から6カ月間です。)
- ・出店のキャンセルは前日までに事務局まで必ずご連絡ください。
(前々日までは電話かメールで受け付けます。但し、前日は電話での受付のみとなります。)
- ・キャンセルは、キャンセルの承諾を持って、「完了」と致します。
- ・当日の無断でのキャンセルの場合は、次回からの出店、出店料の次回持ち越しが出来なくなる場合がございますのでご注意くださいませ。
- ・一旦、入金された出店料は、いかなる場合をもっても返金できません。
- ・但し、当方の都合により、利用が無効になった場合はこの限りではありません。

4 参加のお申し込み方法について

①参加のお申し込み

「ちば起業応援屋台村」に参加を希望される方は、「参加申込書」にご記入のうえお申し込みをお願いします。
申し込みは3ヵ月前から受付を開始いたします。また、申し込み期限は開催の4週間前です。
なお、各開催日の出店参加申し込みは、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

②出店の審査

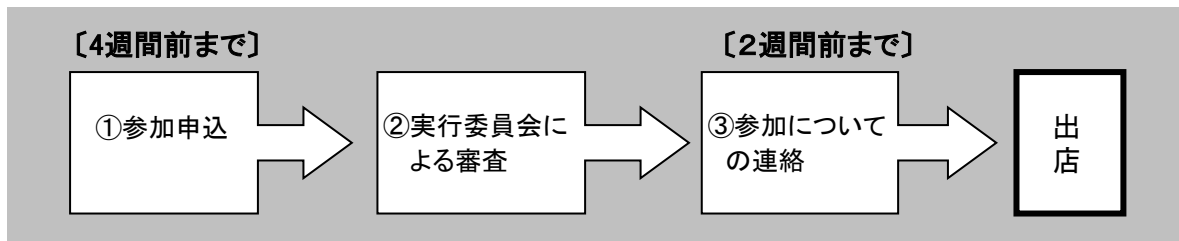
出店のお申し込みをいただいた後、「ちば起業応援屋台村」実行委員会による事前の審査を行ないます。
おおよその出店数を決めている都合などにより、基準に適合していても出店をお断りする場合がございますのでご了承ください。

③出店可否についてのご連絡(開催の2週間前頃まで)

「ちば起業応援屋台村」実行委員会による審査の結果、ご出店いただく皆様には「出店参加証」を発行します。
当日は「出店参加証」をご持参ください。ご出店をお断りするみなさまには、その旨お知らせいたします。

④出店許可の連絡が来たら、1週間以内に出店料を入金して下さい。入金確認後、出店参加書が発行され、正式に出店参加が決まります。

⑤お申込をされた方で、早めの出店決定のご連絡が必要な場合は、事前にご連絡下さい。



* 申し込み期限の遵守にご協力をお願いします。

5 当日の運営について

チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」の運営は主催者、やボランティアの皆様、そして出店者のみなさまの相互協力によって行なわれます。そのためテントの設営など会場の設営や清掃も出店者のみなさまご自身でおこなっていただきます。

①会場・設営関連のご案内

A: ブースの仕様

通常の場合

- ・千葉中央公園に皆様ご自身でテント等のブースを設置していただきます。
- ・ケータリングカー以外のブースには大きさに応じて「ライト」を設置いたします。
- ・電源はございませんので、使用される場合は各自で発電機をご用意ください。
- ・備品類のレンタルはございませんので、皆様で手配をお願いします。

雨天の場合

- ・雨天時も開催いたしますが、状況に応じて中止する場合がございますので、ご了承ください。

B: テント等の設営及び撤収

- ・テント等の設営や備品の運営及び撤収は、出店者のみなさまご自身で行なっていただきます。
- ・テント等の設営は午後3:30までに完了してください。
- ・諸事情により開店時間が遅くなる場合はその旨を必ず事前に事務局にお知らせ下さい。無断での遅延の場合、次回からの出店をお断りする場合がございますのでご了承下さい。

C: テント等の設営及び撤収

②タイムスケジュール

13:30	----- スタッフ・ボランティア集合 会場の準備を開始	
14:00	出店者のみなさまによる車両による搬入開始	↑ マーケット会場内 への車両の乗り 入れが可能な時
15:00	車両による搬入終了(搬入後、車両を駐車場に移動)	
15:30		↓
16:00	チキ・オチカ「ちば起業応援屋台村」スタート (準備ができ次第各自スタート)	
	マーケット開催	
22:00	片付け開始	↑ マーケット会場内 への車両の乗り 入れが可能な時
23:00	搬出終了	
		↓

6 車両・搬入関連のご案内

① 駐車場について

- ・ケータリングカー以外の出店者には当日受付先着順20名に限り、「無料駐車場」をご用意しています。それ以外の方は、近隣の駐車場をご利用ください。(1ブース1台限り)
- *開催日によっては無料駐車場の使用ができない場合もございます。ご了承ください。

② 車両による搬入出について

- ・搬入時および搬出時のみ、マーケット会場までの車両の乗り入れが可能です。これ以上の時間帯で搬入出をする場合、駐車場からマーケット会場までの移動は台車などのご利用をお願いします。

【参考】千葉中央公園の所在地

〒260-0013 千葉市中央区中央1-12-1 千葉中央公園

③ 宅急便等による搬入について

- ・宅急便等により会場に荷物を運搬される場合、荷物の受け取りについては参加者各自で責任を持って対応してください。運営事務局では受け取り・保管等ができませんのでご注意ください。宅急便等で搬入された荷物について、紛失や事故等が発生した場合でも、運営事務局は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

7 買い物袋、包装やゴミについてのお願い

① ゴミや包装について

- ・飲食で出た使い捨ての皿やコップなどは各出店者で処理をお願いします。
- ・包装紙(特にプラスチック系)については、極力省略していただけるようお願いいたします。
- ・商品の包装紙が必要な場合は環境負荷を考えてリサイクルしやすいもの(新聞紙、紙袋など)で対応をお願いします。
- ・各参加者が出されたダンボール、紙、包装紙、ゴミは原則としてお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- ・マーケット終了後、参加者全員で会場周辺を清掃しましょう。ご協力をお願いします。

〔重要〕調理行為を含む飲食・加工食品・飲料を出品する方、試食・試飲をされる参加者のみなさまへ

**「調理行為を含む飲食・加工食品・飲料を出店される方」、
すべての商品について「試食・試飲をされる方」が対象です。必ずお読みください。**

「ちば起業応援屋台村」では、千葉市保健所の指導のもと、調理行為を含む飲食・加工食品・飲料の販売、および、試食・試飲について、以下の基準を設けます。こうした基準の設置は、今後「ちば起業応援屋台村」が、来場者との信頼関係を築きながら健全に発展していくために必要不可欠なことと考えております。出店者のみなさまにはお手数をおかけしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■調理行為を含む飲食・加工食品・飲料を販売する参加者のみなさまへ

調理行為を含む飲食・加工食品・飲料を販売する皆さまは、以下の「3点セット」のご用意をお願いします。下記について遵守いただけない場合は、出店をお断りする場合がありますので、十分ご注意ください。

①食品販売届(千葉市様式第2号)・食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)(要事前提出)

別紙の「食品販売届(千葉市様式第2号)」・「食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)」に必要事項を明記の上、出店申込時に郵送にて「原本」のご提出をお願いします。

「食品販売届(千葉市様式第2号)」・「食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)」は、一度提出された方でも、マーケット開催の都度提出を求められています。

②各種許可証のコピー(要事前提出)

調理行為を含む飲食・加工食品の販売に関連する各種許可証(移動飲食の営業許可証、簡易飲食の営業許可証、飲食店営業許可証、菓子製造許可証、味噌製造許可証等)のコピーのご提出をお願いします。

③販売品へのラベル表示

出店される商品には、必ず、下記の事項を記入したラベルを貼付してください。

* 詳しくは製造場所管轄の保健所にお問い合わせください。

- 品名
- 原材料
- 賞味期限
- 製造者(所在地、連絡先)
- 販売者(所在地、連絡先)
- アレルギーに関する表示

* 必ず表示しなければならない5品目⇒卵・乳・小麦・そば・落花生

* 表示が勧められている20品目⇒あわび・いか・いくら・えび・オレンジ・かに・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

■試食・試飲をする出店者のみなさまへ

上記加工食品はもちろん、野菜や果物の試食も含む、試食・試飲をするすべての出店者のみなさまは、各自において、下記のを必ずご用意ください。

①試飲試食届(千葉市様式第3号)・食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)(要事前提出)

別紙の「試飲試食届(千葉市様式第3号)」・「食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)」に必要事項を明記の上、出店申込時に郵送にて、「原本」のご提出をお願いします。(「食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)」は食品販売届と共に提出している場合は不要。)

「試飲試食届(千葉市様式第3号)」・「食品の仕入先一覧表(千葉市様式第4号)」は、一度提出された方でも、マーケット開催の都度提出を求められています。

②流水式タンク・アルコール等消毒薬

流水式タンク(蛇口付き簡易ポリタンク/下受け付)を手洗い用・使用水用として2個ご用意ください。また、アルコール等消毒薬もご用意ください。

③試食・試飲用食器の保管用容器・蓋付きのゴミ箱

試食・試飲用の食器はダンボールやビニール袋ではなく、ゴミなどの付きにくい蓋付きの容器に保管してください。また、蓋付きのゴミ箱もご用意ください。

販売品、試食などで起きた事故につきましては、事務局は責任を負いかねます。
各出店者さまの管理・責任のもとに出品いただきますよう重ねてお願いいたします。